

# NPO法人所沢市弓道連盟定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO法人所沢市弓道連盟という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市西新井町17番14号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、主に所沢市に在住、在勤、在学する青少年から高齢者に至るまでの一般市民に対し、弓道という武道を通じて健全なる心身の育成と弓道普及のための支援活動を行い、生涯スポーツの振興、子どもの健全育成及び地域の安全、発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 弓道の普及事業
- (2) 弓道における講習会・イベント開催事業
- (3) 弓道場運営事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員及び長寿会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 長寿会員 所沢市弓道連盟（法人設立後はこの法人）の正会員として15年

以上継続して在籍しかつ80歳以上の個人

- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した高校生以下の学生
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現任者の仕事の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は仕事満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、仕事の末日後最初の総会が終結するまでその仕事を延長する。



(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(組織)

第19条 この法人の業務を遂行するために必要な組織及び運営方法等は理事会の決議において定める。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名

- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 業務を遂行するために必要な組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項



(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、



- 予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
  - 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

- 第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
  - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

#### (合併)

- 第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 雑則

### (公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### (施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	新家 透
副代表理事	飯島稔凱
〃	渡邊徳雄
理事	甲斐久歳
〃	海老名玄
監事	矢内弘信
〃	八木 繁

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成27年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 任意団体所沢市弓道連盟の資産及び会員はNPO法人所沢市弓道連盟の設立日をもって引き継ぐものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### (1) 正会員

- |       |         |
|-------|---------|
| ① 入会金 | 0円      |
| ② 年会費 | 10,000円 |

(2) 長寿会員

① 入会金 0円

② 年会費 2,000円

(3) 学生会員

① 入会金 0円

② 年会費 3,000円

(4) 賛助会員

① 入会金 0円

② 年会費 10,000円



## 役員名簿

NPO法人所沢市弓道連盟

役名	フリガナ	住所又は居所	報酬の有無
理事	新家 透	埼玉県所沢市榎町21番14号	無
理事	飯島 稔凱	埼玉県所沢市上新井3丁目60番地の17	無
理事	渡邊 徳雄	埼玉県所沢市大字牛沼297番地の5	無
理事	甲斐 久歳	埼玉県所沢市大字荒幡308番地の5	無
理事	海老名 玄	埼玉県所沢市大字神米金496番地の12	無
監事	矢内 弘信	埼玉県所沢市大字山口1904番地の10	無
監事	八木 繁	埼玉県所沢市緑町4丁目20番12号	無

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

出生率は、近年1.3%台で推移し、一方高齢化率が21%を超える、所謂、少子高齢化社会となり、この傾向は、さらに深刻化している状況です。このようなことから、行政の予算を見ても、民生費が歳出の半分弱を占めており、民生費の中に、生涯スポーツ関連の予算が含まれるのか不明ですが、行政にスポーツ施設の拡充等、望めない状況にあります。

また、昨今人間的に信じられないような事件が多々起こっています。

さらに、長年一生懸命働いて来られ、現役を退いた後の趣味を求めておられる方々も多くいらっしゃいます。

かかる状況下、スポーツの振興を図る活動を、行政のサービスにのみに依存するのではなく、スポーツ団体自体が積極的に取り組むことで、より良い環境を整備出来るものと確信します。

私達所沢市弓道連盟は、弓道という日本武道を通じ、躰や嗜み、克己といった日本の伝統的美徳と、高齢になっても取り組める、武道でありまたスポーツである弓道を通じ、生涯スポーツとして小中学生から高齢者まで心身ともに健康な生活が送れるような支援を目指して日々活動しております。

ただ、現在の任意団体では、特に施設面に於いて、すべてを行政に依存するしかなく、今後の活動範囲が縮小に向かうしかありません。

よって、ここにNPO法人を設立することにより、行政の積極的な協力も得ながら、年間延べ1万2千人以上が利用している弓道場を、心身の鍛錬、健康増進、生涯スポーツを支援する場として、永く継承して行くことで、広く市民の公益に寄与したいと決意しております。

### 2 申請に至るまでの経過

- ・大正11年に「所沢弓友倶楽部」が発足。これが所沢市弓道連盟の前身となる。
- ・その後、何回か弓道場の変遷を経ながら、昭和46年3月に現所沢市弓道場（熊野神社道場）が竣工。平成5年の4月には所沢市民武道館弓道場が完成する。
- ・毎年初心者弓道教室を開催し、一般市民に弓道の普及を図るとともに、所沢市スポーツ少年団（弓道）の支援も行う。
- ・40年以上に亘り、市民弓道大会や、近隣都県よりの参加も含め400名を超す弓友が参加する武州弓道大会等を主催。
- ・平成16年、其道発展への功績が認められ、日本武道協議会の武道優良団体賞を受賞。
- ・昭和46年～平成18年市弓道場を自主管理、平成18年以降「指定管理者」となる。
- ・平成21年、会報「所弓便」を刊行し会員間の情報共有をはかる。
- ・平成24年ホームページを開設し広く一般にも情報を開示。
- ・平成26年5月、NPO勉強会を開始。
- ・同6月、総会を開催。今後長き将来にわたって、弓道場設備を確保するため、NPO法人設立を申請することとした次第である。

平成26年 7月 1日

NPO法人所沢市弓道連盟

設立代表者

住 所 埼玉県所沢市榎町21番14号

氏 名 新 家 透



(印)

## 平成26年度 事業計画書

NPO法人所沢市弓道連盟

### 1 事業実施の方針

主に所沢市に在住、在勤、在学する青少年から高齢者に至るまでの一般市民に対し、弓道という武道を通じて健全なる心身の育成と弓道普及のための支援活動を行う。

### 2 事業の実施に関する事項（成立の日～平成27年 3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (千円)
					会員	市民	
弓道の普及事業	日々の練習場の確保	通期	弓道場 武道館	2名	会員	4,000名	600
	初心者研修会の開催	年1回	弓道場 武道館	3名	会員	15名	50
	会報発行、ホームページの運営	通期	事務所	8名	会員	多数	50
弓道における 講習会・イベン ト開催事業	講習会・月例射会等の 開催、指導者の育成	通期	弓道場 武道館	20名	会員	300名	100
	弓道大会の運営及び参 加	年2回	大会開 催場所	20名	会員	200名	300
弓道場運営事 業	弓道場の運営及び周辺 環境の整備	通期	弓道場	20名	市民	300名	50



## 平成27年度 事業計画書

NPO法人所沢市弓道連盟

### 1 事業実施の方針

設立年度に引き続き主に所沢市に在住、在勤、在学する青少年から高齢者に至るまでの一般市民に対し、弓道という武道を通じて健全なる心身の育成と弓道普及のための支援活動を行う。

### 2 事業の実施に関する事項（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (千円)
					会員	市民	
弓道の普及事業	日々の練習場の確保	通期	弓道場 武道館	20名	会員	12000名	1,600
	初心者研修会の開催	年6回	弓道場 武道館	10名	会員	40名	100
	会報発行、ホームページの運営	通期	事務所	8名	会員	多数	50
弓道における 講習会・イベント開催事業	講習会・月例射会等の開催、指導者の育成	通期	弓道場 武道館	20名	会員	600名	200
	弓道大会の運営及び参加	年5回	大会開催場所	20名	会員	450名	300
弓道場運営事業	弓道場の運営及び周辺環境の整備	通期	弓道場	20名	市民	600名	100

平成26年度活動予算書

(成立の日から平成27年3月31日まで)

NPO法人所沢市弓道連盟  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費(15名分)	150,000	
学生会員(5名分)	15,000	
賛助会員受取会費	0	165,000
2 受取寄附金		
受取寄附金		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4 事業収益		
大会参加費	400,000	
練習参加費	400,000	800,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	172,000	172,000
経常収益計(A)		1,137,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
臨時雇賃金		
法定福利費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会場使用料	600,000	
大会・講習会運営費	500,000	
車両費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
保険料	50,000	
その他経費計	1,150,000	
事業費 計		1,150,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
人件費計	0	

(2) その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	50,000		
水道光熱費	200,000		
地代家賃			
雑費	100,000		
その他経費計	400,000		
管理費 計		400,000	
経常費用計(B)			1,550,000
当期経常増減額(A-B)			-413,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			-413,000
② 設立時正味財産額			2,163,000
次期繰越正味財産額(①+②)			1,750,000



平成27年度活動予算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

NPO法人所沢市弓道連盟

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費(260名分)	2,600,000	
学生会員(20名分)	60,000	
賛助会員受取会費	100,000	2,760,000
2 受取寄附金		
受取寄附金		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	70,000	70,000
4 事業収益		
大会参加費	400,000	
練習参加費	1,000,000	1,400,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益	50,000	50,000
経常収益計(A)		4,280,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
臨時雇賃金		
法定福利費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会場使用料	1,700,000	
大会・講習会運営費	600,000	
車両費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
保険料	50,000	
その他経費計	2,350,000	
事業費 計		2,350,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
人件費計	0	

(2) その他経費			
会議費	200,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	80,000		
水道光熱費	300,000		
地代家賃			
雑費	150,000		
その他経費計	750,000		
管理費 計		750,000	
経常費用計(B)			3,100,000
当期経常増減額(A-B)			1,180,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			1,180,000
② 前記繰越正味財産額			1,750,000
次期繰越正味財産額(①+②)			2,930,000